

岸和田市環境保全条例の改正について

第3章 生活環境の保全と公害の防止

第2節 指定事業所に関する規制

1. 指定事業所に係る対象事業所及び規制基準の経緯

(1) 対象事業所について

現在の岸和田市環境保全条例（平成 15 年 6 月 20 日条例第 16 号。以下、「現条例」という。）は昭和 51 年に公布された岸和田市環境保全条例（昭和 51 年 3 月 31 日条例第 17 号。以下、「旧条例」という。）が平成 15 年に全部改正されたものです。

旧条例の「人の健康又は快適な生活を著しく阻害する物質等を発生させ又は排出する工場及び事業場」として、設置の許可を必要とした「指定工場等」は、現条例で「公害及び生活環境を著しく悪化させる物質等を発生し、又は排出するおそれのある事業所」として、設置の届出を必要とする「指定事業所」となりました。

「指定工場等」から「指定事業所」に改めた際、公害関係法や大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「府条例」という。）と規制対象が重ならないよう除外規定を設けましたが、個々の対象事業所の内容に踏み込んだ変更は行いませんでした。

その後、石綿製品の製造等が平成 24 年 3 月に全面禁止されたことを受け、平成 26 年に「指定事業所」の対象事業所から石綿の製造又は加工が除かれました。

(2) 規制基準

旧条例の「指定工場等」に係る規制基準は大気汚染に係る規制基準（燃料基準及び設備基準）、汚水に係る規制基準（排出基準）、騒音及び振動に係る規制基準でしたが、現条例の「指定事業所」に係る規制基準は汚水に係る規制基準（排出基準）、騒音及び振動に係る規制基準に改められ、大気汚染に係る規制基準が除かれました。

2. 現在の指定事業所の状況

現在、公害関係法等による届出がなされている事業所は 1,005 件あり、うち指定事業所は 59 事業所です。内訳は鉄工所 22 件、自動車整備工場 15 件、刺繍業 4 件、その他 18 件です。

指定事業所の種類のうち、36 種類については届出されている事業所がありません。

項番号 (号番号)	指定事業所の種類	事業 所数
1	物品の製造又は加工を行う施設の原動機の定格出力の合計が 2.25 キロワット以上、1 日の通常排水量が 20 立方メートル以上又は 1 日の通常燃料使用量（重油換算量）0.2 キロリットル以上の事業所	25
2(1)	たん白質の加水分解	0
2(2)	飼料の製造	0
2(3)	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも又は製袋	5
2(4)	羽、毛、繊維又は皮革の洗浄、漂白、染色、色止め、のり付け又はのりぬき	1
2(5)	なめし皮の製造	0
2(6)	合成樹脂の製造又は加熱加工	0
2(7)	塗料、顔料、染料又はこれらの中間物の製造	0
2(8)	インク又は絵具の製造	0
2(9)	油脂の加工又は石けんの製造	0
2(10)	肥料の製造	0
2(11)	化学薬品（医薬品及び農薬を含む。）の製造	0

2(12)	カドミウム、シアン、水銀、鉛、砒（ひ）素、有機リン、クロム又はこれらの化合物を用いる物品の製造又は加工	0
2(13)	アスファルト、コールタール又は木タールを用いる物品の製造又は加工	0
2(14)	懐炉灰又は練炭の製造	0
2(15)	有機溶剤又はラバーセメントを用いる物品の製造又は加工	0
2(16)	岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、陶磁器又は人造砥石の製造又は加工	0
2(17)	ガラスの腐しよく又は研磨	0
2(18)	セメントを用いる製品の製造	0
2(19)	非鉄金属の溶融（容器又は炉を用いるものに限る。）	0
2(20)	電気又はガスを用いる金属の溶接又は溶断	0
2(21)	金属の鍛造、圧延、プレス又は熱処理	0
2(22)	金属箔又は金属粉の製造	0
2(23)	電動又は空気動工具を使用する金属の研磨、切断又は鋌打	0
2(24)	油かんその他の空かんの再生	0
2(25)	金属又は合成樹脂の酸、アルカリ若しくは塩による表面処理又は腐しよく若しくは被膜加工	0
2(26)	紙若しくは繊維の樹脂加工又は強化プラスチック製品の製造若しくは加工	1
2(27)	動物質骨材（貝がらを含む。）の研磨	0
2(28)	塗料の吹付け又は強制乾燥	0
2(29)	木材、紙又は繊維の防虫防腐加工	0
2(30)	産業廃棄物を原料とする物品の製造又は加工	0
2(31)	へい獣処理場	0
2(32)	と畜場	0
2(33)	セメントサイロを設置しセメント袋詰め作業を行うもの	0
2(34)	採石場（土砂を含む。）又は碎石場	1
2(35)	ガソリンスタンド	1
2(36)	自動洗車場（スチームクリーナー又は自動洗浄施設を有するものに限る。）	0
2(37)	車両（二輪自動車を除く。）又は建設用機械の整備、修理及び解体を行うもの	22
2(38)	内燃機関の試験又は調整を行うもの	0
2(39)	青写真の焼付所	0
2(40)	電動工具を使用する大作業場	0
2(41)	鉄砲を使用する射撃場	0
2(42)	石材の引割又は研磨を行うもの	0
2(43)	暖房用熱風炉、ボイラーその他のばい煙発生装置（燃料焼却能力が重油換算で1時間当たり30リットル以上のもの又は1日の燃料使用量が0.2キロリットル以上のものに限る。ただし、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）を設置するもの	2
2(44)	粉粒塊たい積場（300平方メートル以上のものに限る。）	1
計		59

3. 市条例以外の公害関係法等の規制内容

現条例では、指定事業所から大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及び振動規制法並びに府条例の規定に該当する施設を有する事業所を除かれています。それぞれの規制内容は次のとおりです。

(1) 大気汚染

大気汚染防止法では、ボイラーなどのばい煙発生施設、破砕機などの一般粉じん発生施設等を規定し、施設ごとにばい煙に係る排出基準、構造等基準を定めています。

府条例では、大気の保全に関する規制として、ばいじん等に係る届出施設等を規定し、施設ごとに排出基準、構造等基準を定めています。

(2) 水質汚濁

水質汚濁防止法では、洗浄施設などの特定施設を規定し、事業場ごとに排出水の排出基準等を定めています。

府条例では、水質の保全に関する規制として、汚水又は廃液を排出する施設として届出施設（水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業場に設置される施設を除く。）を規定し、事業場ごとに排出水の排出基準等を定めています。

(3) 騒音及び振動

騒音規制法及び振動規制法では、プレス機などの特定施設を規定し、事業場ごとに排出基準を定めています。

府条例では、騒音及び振動に関する規制として、著しい騒音又は振動を発生する施設として届出施設（騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設を設置する事業場に設置される施設を除く。）を規定しています。騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設を設置する事業場を除く規制地域内の全ての工場等に規制基準を定めています。

4. 指定事業所に関する規制の見直しのポイント

- ・指定事業所の種類については、他法令で規制されているものもあり、今後も届出が見込まれないものがある。それらについて指定事業所の規定から除く事が適当であるか。
- ・騒音及び振動に関する規制については、府条例で規制地域内の全ての工場等に規制基準を定められているため、市条例における騒音及び振動に関する規制のあり方（指定事業所の種類も含む。）が適当であるか。
- ・水質汚濁に関する規制のあり方について、現行の排出基準が適当であるか。
- ・大気汚染に関する規制については、規制基準が設けられていないことから、相応の基準を設けることが適当であるか。

第3節 特定建設作業に関する規制

1. 特定建設作業の経緯

特定建設作業は旧条例で、「建設工事として行われる作業のうち著しい騒音又は振動を発生する作業」と規定された7種類の作業が、現条例でも「建設工事等の作業のうち騒音又は振動を発生するおそれのある作業」として、引き継がれております。

2. 特定建設作業の受理状況

平成24年度から平成28年度までの騒音規制法、振動規制法、府条例及び岸和田市環境保全条例に基づく特定建設作業の受理状況は次のとおりです。

騒音規制法及び府条例	H24	H25	H26	H27	H28
くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業は除く。）	4	5	0	1	1
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	72	93	86	97	87
空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	10	16	8	10	15
コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	1	0	1	0	1
バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	0	0	0	0	0
トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	1	0	0	0	0
ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	0	0	3	1	0
前3項に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	268	239	217	242	219
コンクリートカッターを使用する作業	19	37	19	27	23
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0

振動規制法及び府条例	H24	H25	H26	H27	H28
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	5	7	5	3	1
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	1	1	0	5	1
ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業	45	48	41	59	64
ショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、ブルドーザー又はトラクターショベルを使用する作業	268	239	220	243	219

岸和田市環境保全条例	H24	H25	H26	H27	H28
アースオーガーとあわせてくい打機を使用する作業	3	3	4	4	1
インパクトレンチを使用する作業	12	9	10	11	11
火薬を使用する作業	2	2	2	2	3
動力源として発電機（10kW 以上のものに限る）を使用する作業	8	14	12	14	10
コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	23	17	8	17	16
バイブレーションランマローラ及びランマを使用する作業	35	31	27	33	24
電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業	11	14	9	8	11

3. 特定建設作業に関する規制の見直しのポイント

- ・火薬を使用する作業については、採石場で行われているもののみであり、これまで苦情が発生したことがなく、火薬類取締法で火薬類の使用者に対する規制があるため、特定建設作業から除く事が適当であるか。
- ・その他の特定建設作業についても、同一工事内において法又は府条例対象の特定建設作業が行われることが多く、法又は府条例の届出で十分に規制が可能であれば、特定建設作業から除く事が適当であるか。

第4節 自動車公害の防止～第6節 その他生活環境の保全等

1. 見直しのポイント

(1) 第4節 自動車公害の防止

第4節では、自動車公害の防止として、自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務並びに交通公害に関する適切な措置の要請を規定しているが、自動車の所有者及び運輸事業者等の努力義務については、府条例に同等の規定があり、自動車の駐車時における原動機の停止については、事業者への勧告等の規定があるため、削除することが適当であるか。

また、交通公害に関する適切な措置の要請についても、騒音規制法、振動規制法及び府条例に同等の規定があるため、削除することが適当であるか。

(2) 第5節 放送電波受信障害の防止

第5節では、放送電波受信障害の防止として、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2の確認の申請等の際にテレビ電波受信障害調査報告書等の提出を求めているため、建築規制部局が所管する条例への移行について適当であるか。

(3) 第6節 その他生活環境の保全等

資源の循環利用及び廃棄物の減量、廃棄物の適正処理の義務及び屋外燃焼行為の禁止については、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に同等の規定があるため、削除することが適当であるか。

第4章 自然環境の保全と回復

(基本方針)

第65条 市長は、自然環境の保全と回復（以下「自然環境の保全等」という。）を図るために、自然環境の保全等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、自然環境の保全等の基本構想を推進するための施策に関する基本的事項その他自然環境の保全等に関し必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、第1項の基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、別に条例で設置する岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

(自然環境の保全等に係る取組)

第66条 市及び市民等は、豊かな生態系を有する自然と人との共生を図るため、それぞれの責務及び役割の認識と協働した取組のもと、自然環境の保全等を図らなければならない。

(財産権の尊重等)

第67条 市は、自然環境の保全等を図るに当たっては、関係者の財産権を尊重するとともに、地域の安全その他の公益との調整を図らなければならない。

第2節 自然環境保全区域

(保全区域の指定)

第68条 市長は、自然環境の保全等を図るため、次の各号のいずれかに掲げる区域を自然環境保全区域（以下「保全区域」という。）として指定することができる。

(1) 市民に憩いと安らぎを与える緑、水辺等の自然環境を有し、自然環境の保全等を図る必要があると認める区域

(2) 動植物の生息地として自然環境の保全等を図る必要があると認める区域

(3) その他市長が特に自然環境の保全等を図る必要があると認める区域

2 次の各号に掲げる区域は、保全区域に含まれないものとする。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域

(3) 大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）第11条第1項に規定する府自然環境保全地域の区域

3 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ市民等の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第1項に規定する保全区域における自然環境の保全等の計画の案についても、併せてその意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による告示があったときは、当該区域の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、同項の規定により縦覧された案について、市長に意見書を提出することができる。

6 市長は、第4項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書が提出されたとき、又は保全区域の指定に関し、広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開くことができる。

7 市長は、保全区域を指定したときは、遅滞なく、その旨及びその区域を告示しなけれ

ばならない。

8 市長は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、保全区域を変更し、又は解除することができる。

9 第3項及び第7項の規定は保全区域の指定の解除及び変更について、第4項から第6項までの規定は保全区域の拡張について、それぞれ準用する。

(保全計画)

第69条 市長は、保全区域を指定しようとするときは、保全区域における自然環境の保全等の計画（以下「保全計画」という。）を定めるものとする。

2 保全計画には、保全区域ごとに次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 保全すべき自然環境の概況及び特質
- (2) 自然環境の保全等のための方針
- (3) 自然環境の保全等に支障があるため制限が必要と認められる事項
- (4) 自然環境の保全等のための施設に関する事項
- (5) 保全区域の活用その他管理運営に関する事項

3 市長は、保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 前条第3項前段及び前項の規定は保全計画の廃止及び変更について、前条第4項から第6項までの規定は保全計画の決定及び変更（第2項第3号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

(保全計画の推進)

第70条 保全計画の推進は、市、土地の所有者等及び市民等が協力して実施するものとする。

(標識の設置)

第71条 市長は、保全区域の指定をしたときは、自然環境保全区域指定標識を保全区域内に設置するものとする。

2 保全区域内の土地の所有者等は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を設置者の承諾を得ないで移転し、除去し、又は損壊してはならない。

(保全区域内の行為の届出)

第72条 保全区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、行為（変更）届出書に別表第7に掲げる対象行為の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築又は改築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の採取又は鉱物の掘採
- (5) 水面の埋立て又は干拓並びに河川の水量に影響を及ぼす行為
- (6) 動植物の採取及び捕獲
- (7) その他市長が必要と認める行為

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該区域の保全計画に定める事項に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に関し改善その他必要な措置を講じることを指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同

項の指導又は勧告をすることができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 保全計画の推進のために行う行為
- (3) 通常の管理行為又は軽易な行為で別表第8に定めるもの
- (4) 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為

5 市長は、第1項の規定に違反し、又は虚偽の届出をし、同項各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、当該行為の中止若しくは計画の変更を命じ、又は相当の期間を定めて現状の回復を命じ、若しくはこれにより難いときはこれに代わる措置を講じよう命じることができる。

6 第4項第1号に掲げる行為をした者は、その行為から起算して14日以内に、非常災害応急措置届出書により、市長に届け出なければならない。

(経過措置)

第73条 第68条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により、保全区域の指定又はその区域の拡張の効力が生じた日から30日を経過しない間に当該保全区域内において、前条第1項の規定により届出を要する行為に着手しようとする者については、同条第1項中「当該行為に着手する日の30日前までに」とあるのは、「第68条第7項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により保全区域の指定又はその区域の拡張の効力が生じた日以降において速やかに」と読み替えて、前条第1項の規定を適用する。

(国等に関する特例)

第74条 国等が、第72条第1項に規定する届出を必要とする行為をしようとするときは、同項の規定に準じて、市長にその旨を通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知があった場合において、保全区域内における自然環境の保全等に必要があると認めるときは、国等に対し、当該自然環境の保全等のためにとるべき措置について協議を求めることができる。

(変更の届出)

第75条 第72条第1項の届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、行為（変更）届出書により、市長に届け出なければならない。

2 第72条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

(完了及び廃止の届出)

第76条 第72条第1項の届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は廃止したときは、その日から15日以内に行為完了（廃止）届出書により、市長に届け出なければならない。

主な諮問事項: 自然再生推進法に基づいた神於山の自然再生の推進を進めていく中での自然環境保全区域の必要性

- ・自然環境保全のランドマークである神於山では、自然再生推進法に基づき神於山保全活用推進協議会が全体構想を策定し、区域指定、事業実施しており、その他法令により自然環境保全区域が指定されている。

(現状変更行為の届出)

第77条 自然環境の有する水源涵養、防災その他の機能の保全等を図るため、市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条に規定する市街化調整区域をいう。)における1,000平方メートル以上の土地において、次の各号に掲げる自然環境の保全等に影響を与えるおそれのある行為(以下「現状変更行為」という。)をしようとする者は、あらかじめ行為(変更)届出書に別表第9に掲げる対象行為の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる図書等を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) 土砂等(埋立て又は盛土の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。)による埋立て又は盛土をすること。

(2) 宅地の造成又は土地の開墾

(3) 土石の採取又は鉱物の掘採

(4) 駐車場又は資材置場の建設

2 前項に定める面積未満であっても、現状変更行為を行おうとする土地(以下「行為地」という。)に隣接する土地(以下「隣接地」という。)において行われた現状変更行為と一体と認められる現状変更行為を行為地で行おうとする場合で、当該行為地における現状変更行為が、隣接地における現状変更行為が完了した日から起算して3年を経過する日に行われ、かつ、当該行為地と隣接地とを合わせた土地の面積が1,000平方メートル以上となるときは、あらかじめ前項の規定による届出を行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が別表第10に掲げる自然環境の保全等の基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に関し改善その他必要な措置をとることを指導し、又は勧告することができる。

4 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 第68条第1項の規定により指定された保全区域で行う行為

(3) 第68条第2項各号に掲げる区域で行う行為

(4) この条例が施行された際、既に着手している行為

5 第72条第5項及び第6項並びに第74条の規定は、現状変更行為の届出について準用する。この場合において、第72条第6項中「第4項第1号」とあるのは「第77条第4項第1号」と、第74条第1項中「第72条第1項」とあるのは「第77条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第78条 第75条の規定は現状変更行為の変更について、第76条の規定は現状変更行為の完了及び廃止について、それぞれ準用する。この場合において、第75条第1項及び第76条中「第72条第1項」とあるのは「第77条第1項」と読み替えるものとする。

主な諮問事項:岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例等との規制内容に関する整理

- ・災害の防止を目的とした岸和田市土砂埋立て等の規制に関する条例に基づいた許可行為と環境保全条例に基づく届出との整理

(自然環境保全プランの提案等)

第79条 一定の区域において自然環境の保全等に関して自主的な活動をしようとする市民等の団体は、次の各号に掲げる事項を定めた活動計画を策定し、市長に提案することができる。

- (1) 活動計画の名称
- (2) 活動計画の対象となる区域（以下「活動区域」という。）の位置及び範囲
- (3) 活動区域の自然環境の保全等に関する目標及び方針
- (4) 活動区域内における自然環境の保全等に係る活動に関する事項
- (5) その他自然環境の保全等に関する必要な事項

2 市長は、前項の規定による活動計画が、次の各号のいずれにも該当するときは、自然環境保全プラン（以下「保全プラン」という。）として承認し、当該団体をみどりの市民団体として認定する。

- (1) 当該活動計画の内容が、法令等に違反するものでないこと。
- (2) 当該活動計画の内容が、市の計画等に沿ったものであること。
- (3) 当該活動計画の内容が、特定の個人及び団体の利益を誘導するものでないこと。
- (4) 当該活動計画の内容が、財産権を不当に制限するものでないこと。

3 みどりの市民団体は、保全プランを変更し、又は廃止しようとするときは、市長に届出て承認を受けなければならない。

4 市長は、第2項の規定により承認した保全プランが、同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は適切に運営されていないと認めるときは、みどりの市民団体の認定を取り消すことができる。

(みどりの市民団体に対する支援等)

第80条 市長は、みどりの市民団体を育成し、その活動を促進するため、次の各号に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 自然環境の保全等に資する情報の収集及び提供
- (2) 自主的な活動に対する技術的な支援
- (3) 自主的な活動に対する専門家の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自主的な活動を促進するために必要な措置

2 市長は、前条第2項の規定により保全プランとして承認したときは、市が実施する環境施策に反映させるよう努めなければならない。

(協定の締結)

第81条 市長は、自然環境の保全等のために必要があると認めるときは、土地の所有者等と自然環境の保全等に関する協定を締結することができる。

2 前項の規定により締結された協定に係る区域内において、第72条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、これを遵守しなければならない。

(自然環境調査員)

第82条 市長は、市内の自然環境の状況を継続的に把握するため、市民等で自然環境の保全等に関して熱意と知見を有する者のうちから、岸和田市自然環境調査員（以下「調査員」という。）を委嘱することができる。

2 調査員の職務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身近な生物等の自然環境調査
- (2) その他自然環境の保全等のために必要な活動

3 市長は、調査員に対し身分を証する証明書を交付し、調査員がその職務に従事するときは、これを携帯しなければならない。

4 調査員は、自然環境の保全等に関し、市長に意見を述べることができる。

5 市長は、調査員がその職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又は調査員としてふさわしくない行為があったときは、これを解雇することができる。

(表彰)

第83条 市長は、自然環境の保全等に多大な貢献をしたと認められるものに対し、その功績を表彰することができる。

(土地の買取り等)

第84条 市は、保全区域内の土地について、特に必要があると認めるときは、当該土地の買取りその他の措置を講じることができる。

主な諮問事項：都市緑地法に基づく「岸和田市みどりの基本計画」との整理 大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員制度 との整理

- ・自主的な活動による自然環境の保全が岸和田市みどりの基本計画による実施
- ・自然環境調査員は大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員制度の活用